佐賀市公告第２２６号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８５条の２第１項の規定に基づき、佐賀市の農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を佐賀県が行うべきことを佐賀県知事に申請するため、同条第２項の規定による公告を行うので、同条第５項において準用する同法第８５条第６項の規定により次のとおり公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができる。

令和８年１１月１０日

佐賀市長　坂　井　英　隆

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業　基幹水利施設保全型））川副東部地区の事業計画概要書

２　縦覧の期間

令和８年１１月１１日から令和８年１２月９日まで

３　縦覧の場所

佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所本庁（農林水産部農村環境課）

佐賀市川副町大字鹿江６２０番地１

佐賀市役所川副支所（総務・地域振興グループ）

４　意見書の提出方法等

(1) 提出の方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる。

(2) 提出先　郵便番号８４０－８５０１

佐賀市栄町１番１号

佐賀市農林水産部農村環境課

ファクシミリ番号　０９５２－４０－７３８８

電子メールアドレス　noson@city.saga.lg.jp

(3) 提出上の注意

ア　持参する場合は、佐賀市役所川副支所（総務・地域振興グループ）への提出も可とする。

イ　郵送する場合は、縦覧期間満了の日までに必着とする。

ウ　意見書の様式は、任意とする。

エ　意見書は、日本語で記述すること。

オ　意見書には、氏名及び名称（法人にあっては、名称及び所在地）を記載すること。

カ　提出された意見は、公表することがある。

キ　提出された意見に対しては、個別に回答は行わない。